

国連第3委員会報告 第2週（10月7日から10月11日）

第1週の報告を作成した後、第3委員会の議長がどのように選出されるのかという歓送会での質問が気になったので、ちょっと調べてみました。

国連スイス政府代表部が2017年に発行した『総会ハンドブック The GA Handbook: A practical guide to the United Nations General Assembly（第2版）』を発見。写真がたくさん入った138頁の冊子です。第3委員会については、社会、人道、文化に関する委員会で、「人権の促進と保護」が最重要課題で、仕事の半分を占めている、人権理事会の報告書は総会と第3委員会に提出されると説明しています。人権理事会だけでなく、人権関係の条約に基づく委員会や特別報告者、独立専門家、作業部会の責任者が報告し、質疑応答があり、国連人権高等弁務官、国連難民高等弁務官とも、各国の代表は対話で意見交換をすると記述しています。そして、例年、60件ほどの決議を成立させていますが、実際に「決を採る」のはその3分の1程度で、多くは最終的にどのメンバー国も異議を表明しないことに同意する「合意 consensus」に到達することを重視しているという文章に続いて、「議長の選出」に言及し、第72回は西ヨーロッパ、その他諸国、第73回はアジア太平洋諸国、第74回は西ヨーロッパその他諸国、第75回は東ヨーロッパ諸国、第76回はアジア太平洋諸国、第77回はラテン・アメリカ、カリブ海諸国、第78回は西ヨーロッパその他諸国、第79回はアフリカ諸国が順番に担当するとあります。第78回はオーストリア、第79回はブルンジの方が選出されていますからその通りです。が、第80回以降の地域単位の順番が「見えない」のも事実です。というわけで、質問に対する答えは、国連の多くの組織がそうであるように「地域」の中から選出されているが、あらかじめ決まっているらしい「地域の順番」は（見ただけでは）わかりませんという結論です。（73-75頁）

他の委員会の順番を見ると、（第1委員会）アジア太平洋諸国 → 東ヨーロッパ諸国 → ラテン・アメリカ、カリブ海諸国 → 西ヨーロッパその他諸国 → アフリカ諸国 → アジア太平洋諸国 → 東ヨーロッパ諸国、（第2委員会）東ヨーロッパ諸国 → ラテン・アメリカ、カリブ海諸国 → アフリカ諸国 → アジア太平洋諸国 → 西ヨーロッパその他諸国 → 東ヨーロッパ諸国 → ラテン・アメリカ、カリブ海諸国 → アジア太平洋諸国、（第4委員会）ラテン・アメリカ、カリブ海諸国 → アフリカ諸国 → アジア太平洋諸国 → ラテン・アメリカ、カリブ海諸国 → アフリカ諸国 → アジア太平洋諸国 → 東ヨーロッパ諸国、（第5委員会）アフリカ諸国 → 西ヨーロッパその他諸国 → アジア太平洋諸国 → アフリカ諸国 → 東ヨーロッパ諸国 → 西

ヨーロッパその他諸国 → アフリカ諸国 → ラテン・アメリカ、カリブ海諸国、(第6委員会) アジア太平洋諸国 → アフリカ諸国 → 東ヨーロッパ諸国 → ラテン・アメリカ、カリブ海諸国 → アジア太平洋諸国 → アフリカ諸国 → ラテン・アメリカ、カリブ海諸国 → 西ヨーロッパその他諸国と、はっきりと指摘できる規則性は見出せませんでした。

議長は Burundi (アフリカ諸国)、副議長は Malaysia (アジア太平洋諸国)、Georgia (東ヨーロッパ諸国)、El Salvadore (ラテン・アメリカ、カリブ海諸国) からですから国連らしく、「地域の順番」を意識していることは確かです。

【10月7日】

今日は、ハマスがイスラエルの入植地を襲って 230 人を捕虜にしてから 1 年、2024 年 10 月 7 日、「イスラエルがガザとレバノン各地を空爆した」のか、「ハマスがテル・アヴィヴを空爆した」のか、立場によって何を強調するのかが分かれるニュース報道です。「ヒズボラがハイファを爆撃した」のは、ヒズボラにとっては一緒にされたくないことかもしれません。(複数の「前線」を設定するのは、長期戦を前提とすると賢明な戦略ではないはずなので、イスラエルが、短期決戦で決着がつく、ハマスもヒズボラも弱体化したと判断している、だから、絶対勝つと信じているイスラエルはどのような停戦の提案にも耳を傾けないと読み解くこともできます。)

国連の敷地の近くでは、通常の警察の陣容とは異なる黒い制服の警察官が 4 人グループであちこちにいます。歩道には数えきれないほど鉄の柵が置かれており、迷路で建物を囲むように設置されている 1 畳サイズの「コンクリート植木」も歩道を歩きにくくしています。Second Avenue と 42nd Street の交差点を渡ってから上を見上げると、イスラエルの国旗が風に靡いていました。「コンクリート植木鉢」は決死自爆テロ対応だったということがわかります。そこにいたのも気が付かなかったパトカーが突如サイレンを鳴らして動き始めたり、隊列を組んで疾走(?)するので、いつものニュー・ヨークよりは緊張した空気を醸し出しています。

第 3 委員会の議事進行を見ると、今年の議長は、かなり後半になるまでほとんど不在になることはなかったのですが、今年の議長は、午前中に開会を宣言し、しばらくすると、副議長に交代し、不在になるというパターンです。議長が裁量権を行使する場面はほとんどないので、誰が議長席にいても議事進行に影響はなさそうですが・・・。

(最初は、ブルンジのステートメント、発言の順番なので交代したのかと思いました

が、7日は午前中から副議長が議事進行を担当しているのでそうではなかった様子。代表団の規模が小さいと、少数の人員で同時に進行するさまざまな会議に出席して発言し、非公式折衝に関わり・・・なので、議長職を引き受けると、かなり大変だと思います。)

7日の議題は「犯罪防止・情報と技術・麻薬」。国連麻薬と犯罪機構（UNODC）政策分析と公政策担当局長が冒頭で国連の観点から状況解説をしたところ、珍しく「時間オーバーで消音」されてしまいました。報告そのものがカリブ海近辺の麻薬と武器の密輸、アマゾン流域の違法な開発と伐採、野生動物などの密輸、東南アジアを股にかけたネット上の詐欺、そして、至るところでの人身売買捜査と、麻薬と銃などの密輸摘発協力など盛りだくさんだったので、時間が足りなかったのかもしれませんが。『環境に影響を及ぼす地球規模の犯罪分析』第1版と『世界野生生命犯罪報告』第3版の発行にも言及がありました。報告者への質問に対し、政府機関の協力体制だけでなく、さまざまなNGOs相互の協力体制の構築も重要であるとの回答からは、犯罪組織の「手強さ」の認識を新たにしました。

一般討論ともいうべき各国のステートメントでは、議題107：犯罪予防と刑事司法、議題108：犯罪に利用される情報コミュニケーション技術、議題109：国際的な麻薬のコントロールという議題ごとに発言を求める国も複数、ありましたが、割り当てられた時間になると強制的にマイクを切ることで、予定の18時になる前に全ての発言が終わりました。環境犯罪、インターネットを利用した犯罪の規模が大きいこと、そして、麻薬に関しては事後の対応より予防が有効で、過小評価されているが、発展途上国に向けた犯罪に対処するための技術移転と能力開発がなければ、現実に対応できないとの指摘がありました。合成麻薬に対する懸念は非常に強く、また、組織暴力が強力になり、ネットを利用して暴力的な犯罪の実行を見せつけ、人々の不安を煽り、抵抗できなくさせている（まさに、「人間の安全保障」の問題です!）という指摘もあり、架空の仕事で海外に誘き出し、身柄を拘束して現代の奴隷を作り出しているという問題提起に対し、その対策は厳罰化ではなく、サイバーセキュリティ専門家の養成と人々の情報リテラシーの向上、根本的には国内に仕事があることが人身売買などの予防に貢献すると理解できる発言もありました。社会開発と資金援助、食料の確保が麻薬の撲滅と砂漠化防止を可能にするという楽観的な発言に対し、過去において麻薬の全面的な禁止が大量の人権侵害、定員を遥かに上回る極悪な環境の刑務所への収容をもたらしたことを指摘し、密輸の摘発、犯罪者の引き渡しを成果とするのではなく、「予防・治療・害悪統制・（合法化による？）規制」を射程に入れないと社会は変わらないという（あるヨーロッパの国

の実例に基づく) 反論は、各国の経済・社会・政治状況の違いによって、この問題に関し、選択すべき解決が一筋縄ではいかないという難しさを改めて認識させるものでした。この分野に関し、日本は「法の支配」を強調し、法執行における人権遵守のワークショップを提供しており、国境を超えた組織犯罪に関する複数の国々との協力体制を重視しているとのステートメントを述べています。

【10月8日】

議題 27：女性の地位向上では、報告をした国連ウィメン・プログラム局局長代理も国連人口基金の性と生殖健康部長も、世界中であらゆる世代の女性の権利に対するバック・ラッシュ／プッシュ・バックが起こっていると強調しました。女性に対する暴力根絶の努力が脅かされ、人身売買が横行し、禁止する法律が制定されても女性性器切除 **female genital mutilation** のような悪しき慣行が根絶されず、人権への誤解、差別を正当化する動き、経済環境の悪化と社会不安への権威主義的対応に権利擁護の主張が一部の国では飲み込まれており、女性に対する暴力が激化しているとの国連の責任者 2 人の報告に加え、女性差別撤廃委員会委員長は、委員会の活動状況を述べる中で、紛争地域においてはジェンダーに基づく暴力、性暴力（を用いた支配と従属の関係形成）が相手の戦意を喪失させる戦術として用いられていると指摘し、「未来への協定 **Pact for the Future**」に呼応し、政治的公的経済的な分野の政策決定における女性の対等な参加を求め、直ちに平和と安全保障を求める一般勧告案を採択する予定であると述べた。

また、あらゆる世代の女性たちに対する差別作業部会の座長もジェンダー平等に対するバックラッシュを警告し、これらの言説によって性と生殖の権利と知識の普及が、そして、女性たちの人権擁護者が攻撃を受け、脅かされている、事態は悪化している、タリバンの政策はジェンダーに基づく体系的制度的アパルトヘイトであると激しく非難し、人道に対する犯罪の防止と処罰に関する新しく検討されている条約に賛同するよう求めた。この作業部会では、国際人権と人間の尊厳という観点からジェンダー平等を形式的なそれだけではなく、実質的な平等の実現をさすと、合理的な配慮、有害なステレオタイプや偏見、暴力の非難、積極的な措置の採用、社会構造の変革を実現すべく提案をする、その際にはさまざまな女性の属性の違いに焦点を当てると、今後の年次報告書の方向性を示唆した。(2025 年は地球のケアをする女性たちを、2026 年はデジタル分野での差別問題を、2027 年は女性にとっての優先順位を考慮した紛争後の和平構築と復興の持続性、そして、紛争との関わりにおける女性の脆弱性に対する構造的問題を取り上げる予定。) 問題は、人権であるはずの被害救済への障壁が高く、男性による加害

行為への責任を問わない風潮が蔓延し、司法における性的偏見、活躍する女性たちを狙い、標的にし、沈黙を強いる社会。対抗策として、被害の克服を重視し、無償の法律扶助と免責の実現、ジェンダーに敏感な司法制度へのアクセスを改善すべきという国連事務総長の言葉を伝えている。

あらゆる世代の女性に対する暴力に関する特別報告は、国際人道法は第2次大戦後最大の危機に直面していると述べた上で、「スポーツにおけるジェンダー差別」に注目し、身体的精神的な暴力や報酬の差別などだけでなく、女性分野に男性が進出するという「危機」を取り上げ、特定の選手に関して国際オリンピック委員会が性別判定の必要性を否定したことを、女性スポーツの一体性と安全性を脅かすと指摘し、その認識をめぐって、当事国の反論を含め、物議を醸していました。資金が乏しいこと、(家父長的な体制の元で)指導者や決定権者に女性があまりいないこと、暴力などの被害者を中心に対応し、責任を問う仕組みが欠けていることなどはスポーツ以外でも指摘される今の社会全体の問題です。その中で声を上げたスポーツ選手たちを支援する立場を表明できないのか、ちょっと疑問に思う。

報告順としては最後ではないが、事態を改善するのに本当に必要なのは非常に高価な最先端の知識と技術ではないという国連人口基金の産科医の言葉は、支援の金額を競い合う風潮の中で、光っています。初めて出産に直面した妊婦に対して適切な医療への適切なタイミングでのアクセスが保障されていたならば、そして、そのための適切な人材が養成されていたならば、これまで我慢を強いられるのが当たり前だった若い妊婦は不必要に長く陣痛に苦しみ、出産が長引いたせいで胎児は生き延びることができず、長期間に亘る過重な負担に耐えられなかった妊婦の体内のさまざまな器官に生じた瘻孔の結果、彼女は生涯、子どもを失ったことを責められ、失禁に苦しむことになる。が、事態を理解しない周囲の人々は、彼女は「嫌な匂いがするから同じところには住めない」と排斥すると、貧困と幼時婚と絶望の悪循環は輪廻のように纏わりつく。基本的な医療体制を整えることができればこのようなことは起こさないと済むのに、毎年少なからぬ数の妊婦が出産の過程で瘻孔になり、苦しんでいる。(社会秩序の中で沈黙を強いられている)当事者の話に耳を傾ける謙虚さは医療体制だけでなく、あらゆる制度に必要とされる対応である。

一般討論では、あらゆる世代の女性たちに対する暴力が公・私・オンラインと、あらゆる空間で一層顕著となっているとの指摘が繰り返され、女性差別撤廃条約に対して私的領域におけるジェンダーに基づく差別を含む女性差別の解消に関し、留保をする多くの国々は条約の目的と目標を損なっていると、留保の撤回を求める非常にもっともな指

摘があった。また、アフガニスタンにおけるタリバンの命令は女性たちを私的領域に閉じ込め、人身売買、暴力、幼時婚の危険に晒しており、ローマ条約で禁止される人道に対する犯罪、戦争犯罪、「ジェンダー迫害」であるとの強い非難が何度もなされている。反対に、女性が積極的に公的領域においても活躍することは経済社会的発展に不可欠であり、貧困解消と経済発展に女性が積極的に貢献できるが、そのための教育、保健衛生などの充実には財政的裏付け、資金が必要であるといういつもの主張に対して、女性たちが資金調達と活用について積極的に関与し、金融機関などが「クオータ」を使って支援するといったスキームについて説明があり、CSW68の優先テーマが反映されていることに気がついた。

【10月9日】

この日も、議題27：女性の地位向上についての一般討論が午前中から午後まで続き、紛争地帯における女性たちの権利蹂躪について鋭い批判が続いたが、それが毎日のニュースに取り上げられている中近東だけでなく、ウクライナ、スーダンやミャンマー、(女性差別撤廃条約を批准した)タリバンの支配するアフガニスタンでも起きていることがさまざまな発言からひしひしと感じられた。中でも、パレスティナとイスラエルの(相手は自分たちを亡き者にしようとしているから、自分たちの行動には正当性があるという)激しい応酬は、徹底抗戦を叫んだ1945年の軍部とダブって見えた。

カポ・ヴェルデやネパール、セネガルは、女性に対する支援が実を結んでいると「良い慣行」を伝えたが、政策は操られ、反動的慣行に妨げられ、暴力で抑圧され、女性の地位は世界のどこでも極めて脆い、政府は積極的にジェンダーを意識した社会保護の仕組みや賃金格差解消、被害者優先の政策を採用しなければ女性の経済的自立は実現し難いとの懸念表明もあった。

朝鮮民主人民共和国 DPRK は、無償の医療、長期にわたる有償産休、保育所と幼稚園の整備など、ジェンダー平等の実現を誇る状況を説明した後で、第2次世界大戦次の日本軍の「人道に対する深刻な」犯罪に対し、日本政府は真摯な態度で対応していないと批判し、日本はそのステートメントの冒頭で、それらの主張には根拠がないと反論した。ステートメントは、日本政府の現在の政策、企業管理職における女性の割合の目標値の設定やデジタル分野で活躍する訓練の提供などのほか、「困難に問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が今年から施行され、貧困と性暴力の問題を公私の協力に対応する方針を報告した。

【10月10日】

議題は67:子どもの権利であり、子どもと武装紛争に関する特別代表は、今年がその任期最後であることを強調し、各国に積極的な評価を求めた。国連としてはこれまでにないほど多数(32,990件)の重大な権利侵害を認定し、当事者(国家や武装勢力)と直接交渉し、重大な侵害行為を防止する計画を働きかけ、同意の上で実施することになった。例えばシリアでは子ども兵士募集と活用を廃止したが、その実施には現場の監督、交渉、報告が必要不可欠であると指摘した。質疑応答では、子どもに対する犯罪に対し、(交渉相手でもある)加害者たちの責任追求がなされていないこと(国際刑事法廷の逮捕状の評価)や、権利侵害報告自体への疑問(実はまだこの数値でも不十分なのではないか? ウクライナの子どもたちが強制的にロシアへ連行されているが、報告が不十分)が表明された。ロシアは、ロシアが違反国として明記されているのに、ウクライナへの言及がないことに強く抗議し、問題が政治問題化していると非難した。他にも、子どもに対して「重大な犯罪」を犯したという認定、複数いる戦闘当事者の一部とだけ交渉し、他とは接触しなかったことなどについて、複数の国が抗議の発言をした。戦闘の当事者ではなく、武器の提供者が責任を問われるべき本当の犯罪者であるのか、市民、とくに子どもたちを「盾」として利用している戦闘勢力の問題なのか、「盾」というのは無差別攻撃の言い訳で実態と乖離しているのか・・・第3委員会の議場も世界の世論を味方につけるための戦場の1つをいう印象であった。

子どもに対する権利侵害は戦場・紛争下に限定されないというのが、子どもに対する暴力に関する特別代表の発言趣旨でした。身体(女性正規切除や強制労働)、性(人身売買)、心理(人身売買やオンライン上のいじめ・嫌がらせ)的な侵害を酷い害悪であると止めることには経済合理性があり、子どもの保護、社会防衛に予算を費やすことには意味があると、多くの国が認識し始めているが、新しい技術は犯罪の性質を変化させているので、国境を超えた協力が必要であり、2024年11月にはコロンビアのボゴタで「子どもに対する暴力を終結させるための大臣会合」が予定され、この分野での国際協力の進展が期待されている。

子どもの権利に関するUNICEF特別顧問は、子どもの権利条約が国際人権条約の中で最も批准されているのは偶然ではなく、人々がその重要性を認識しているからであるが、それでも加盟国全てが18歳未満の婚姻を禁止し、教育と経済手段の習得奨励の努力をさらに充実しないと、未成年者の婚姻がなくなるまで300年もかかると警告した。

子どもの権利委員会の座長は、子どもの権利に対する重大な侵害の犠牲者数は（ガザ、スーダンとミャンマーで）幾何級数的に増えており、国内国外を問わず、難民となった、そして、根本原因である貧困と不平等に曝される子どもの数はこれまでに多く、が、子どもの権利侵害に対する救済を提供する財政的裏付けがない、「正義の遅延は、子どもたちにとって正義の否定である」と、その危機的な状況を説明した。

子どもの売買、性的搾取、性的虐待に関する特別報告者は、情報コミュニケーション技術が子どもたちの権利擁護にも、搾取の機会提供にも役に立つことから、デジタル環境を悪用し、子どもに危険な状況を作り出す人々を処罰し、利益を得た企業に対して制裁を課す国内法の制定を、各国に求めた。

質疑応答の雰囲気からすると、30以上の国が報告にコメントし、多くの国は子どもと武装紛争に関する特別報告者の任務遂行状況を評価し、任期の延長を肯定する雰囲気であった。子どもに対する暴力に関する特別代表に対する質疑応答も、とくにデジタル技術との関連で30近くのコメントを集め、ボゴタ会議は関心を呼んだようである。他の報告については、それぞれ10程度のコメントがあり、報告内容を繰り返す回答がなされた。

午前中の一部と午後の残り時間が一般討論に当てられ、多くの国が発言の順番を待つという状況になり、11日は公式なセッションはなく、次は14日10時からとのアナウンスとともに、ようやく18時10分に閉会が宣言された。

実は、日中も20°C、68°Fを超えることはなかったようで、議場では「寒い」という声が聞こえていたが、イースト川を望む厚いガラスの外は太陽が照っていて、議場の寒さが嘘のような気がしたほどである。来週からは「最高気温13°C、55°F」が数日、続くそうで「秋が始まった」のが実感としてわかります。